

1. 件名：「東通原子力発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（96）」

2. 日時：令和6年2月22日（木） 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官、三井安全管理調査官、佐藤主任

安全審査官、藤川安全審査官、松末技術参与

東北電力株式会社 土木建築部 部部長 他10名

5. 要旨

(1) 東北電力（株）から、第1215回審査会合（令和5年12月22日開催）等におけるコメント回答及び基準地震動の策定について、提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下について事実確認を行った。

- ・「下北半島中軸部高速度層の高まりによる地震」という名称について、そもそも地表痕跡が認められないこと等を踏まえ、より適切な名称を検討すること。
- ・模擬地震波のSI比が1.0以上であることを確認した結果については、数字だけでは判断出来ないため、小数点以下の数値結果を引用する等により説明すること。
- ・断層モデル手法による地震動とSs-D1の応答スペクトルの比較のうち、一部周期帯で両者近接する部分について、拡大図等を追記して見やすくすること。
- ・認識論的不確かさの重畳の考え方については、事業者独自の考え方に基づき影響検討ケースについて評価を行った上で、検討用地震の選定フローに従って、検討用地震の選定を行っていることがわかるように説明すること。

(3) 東北電力（株）から、了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・東通原子力発電所 基準地震動の策定のうち敷地ごとに震源を特定して策定する地震動について（コメント回答）

- ・ 東通原子力発電所 基準地震動の策定のうち敷地ごとに震源を特定して策定する地震動について（コメント回答）（補足説明資料）
- ・ 東通原子力発電所 基準地震動の策定のうち震源を特定せず策定する地震動について
- ・ 東通原子力発電所 基準地震動の策定のうち震源を特定せず策定する地震動について（補足説明資料）
- ・ 東通原子力発電所 基準地震動の策定について
- ・ 東通原子力発電所 1号炉コメントリスト（地震・津波関係）